

ロシア「経済危機」への構図(4)

富 森 孜 子

B - 1: 国営企業法」1987年6月採択、1988年1月施行

この法律は1987年2月に発表され、全国的討論にかけ寄せられた意見や提案を考慮に入れ、修正され採択されたものであり、それ以前にあった「企業規程」および「合同規程」とはかなりの変化が認められるものである。その基本線は中央集権的計画化と企業の経営上の自主性、国家管理と企業集団の自主管理の“最適な結合”を意図したもので、従来は前者すなわち国家に圧倒的権限が付与されていたが、後者すなわち企業の自主性を大幅に拡大することで両者の関係を是正しようとしたものである。

さてこの法律は、両者の“最適な結合”によって何を実現しようとしたのか。法の前文では「工業、建設、農工コンプレックスその他の部門における生産手段の“国家的所有を強化”し、この所有の効率的な利用、企業や合同の管理、国家的および社会的な問題の解決への“労働集団の参加の可能性を拡大”する」(“ ” - 筆者 - 以下同様)としているが、ここにいう“国家的所有の強化”と“労働集団の参加の可能性の拡大”(民主化)は二律背反する概念である。このような計画経済の枠内で労働集団の参加を拡大するというやり方は、「ペレストロイカ」以前の「改善」の時期に程度の差こそあれすでに行われており、さらに当時の「社会主義圏」でのその極端な例としての旧ユーゴスラビアの「自主管理社会主義」は、理想をかかげ、大いに期待されな

がらも結局挫折したことは周知の事実である。すでに筆者は「ペレストロイカは少なくとも政治的には社会主義の枠内で経済的には計画経済を市場経済に移行させようとする志向があったことは疑いもない事実である」(1の7ページ)と述べたが、この「国営企業法」は、政治的には社会主義の枠内での市場経済化の深化のもとでの両者の“最適な結合”、すなわち国家と企業の関係のドラスティックな変革を目論んだものであった。しかしそもそも両者の“最適な結合”とは、具体的に如何なる状況を指すのかという疑問を、この「国営企業法」は早くもわれわれの前に投げかけることにならざるを得なかったのである。

ともあれここでは法改革と国家・企業関係の変化の第二弾である「国営企業法」について、この法の“斬新的”ともいふべき諸規程をフォローすることによって、当時のソ連邦の政治的、社会経済的諸条件のもとで、政府はそれらの諸規程に如何なる位置付けを与えようとしたのかを明確化し、さらにその意図の実現が果たして現実に可能であったかを検証していくこととする。

第1条 国有企業(合同)とその任務

第1条第2項は、「企業の主要な任務は“最小の支出のもと高い性能と質とをそなえた”その生産物への国民経済と市民の社会的必要を全面的に満たし、(中略)“消費者の要求は企業にとって義務的であり(後略)」としている。まず企業法の冒頭で改

めて“最小の支出のもとで”と明記せざるを得なかったことに注目する必要がある。われわれはこれらとほとんど類似するような表現を1965年のかつてのコスイギン改革の基礎になった「リーベルマン論争」に見出すのであるが、それから20年を経過して「改善」でない「改革」を意図して施行された「国営企業法」に再び類似の表現をあえてせざるを得なかった1988年のソ連邦国民経済の状況を改めて問題にせざるを得なくなる。きわめて意地悪な表現だが、ソ連邦の社会主義企業は20年間もの長期にわたって相も変わらず“最大の支出”で“最低の性能と質の生産物”を供給し続けてきたことにならざるを得ない。

さらに“消費者の要求は企業にとって義務的であり”という条文に関しては、では今までソ連邦の企業は、何を目的として生産物を生産してきたのかという全く単純な疑問を持たざるを得なくなるのである。生産物は消費（生産的消費を含め）を目的として生産されるものであることは当たり前であり、生産物は消費が実現して始めてその機能を終了するのであり、消費者の要求にマッチしない生産物は商品流通から排除されざるを得ないのである。実はソ連邦の計画経済の下では長い間無駄な生産物＝消費者の要求にマッチしない生産物（劣悪な機能と質を有する生産物）が商品とはなり得ず、長期に倉庫に山積みになっていたことは周知の事実なのである。

第2条 企業の活動の原則

第2条第1項は、依然として「企業は統制数字、国家注文、科学的に根拠のある長期経済ノルマチーフ」にしたがうことを規程していることをまず指摘しておく必要がある。たしかにその後「ならびに消費者の注文に従って、“自主的に”自己の計画を策定し、承認し、契約を締結する」とあるが、むしろこの項の前半と後半にはあきらかな矛盾があるといわざるを得ない。政策意図としては国家の計画の範囲内で自主的というわけだろうが、実際には当時国営企業がおかれていた経済的諸条件のもとでは、企業は経営上、国家注文に相当程度依存せざるを得ない状況が継続しており（詳細は後述）、自主的という“理想”と“現実”には埋め難いギャップがあったといわざるを得ないのである。

さらに第3項では「完全経済計算制と資金自己調達制の条件のもとでの企業の活動は社会主義的自主管理の原則に従って行われる。企業における“全権”をもった主人公である労働集団は、生産的・社会的発展の“すべての問題”を自主的に解決する」とあるが、今更言うまでもないことだが企業および労働集団は、“全権”も、“すべての問題を自主的に解決する”権限も与えられていなかったのである。完全経済計算制と資金自己調達制はこの「国営企業法」の目玉であるが、以上述べたようにその内容は現実には極めて不完全なものであるばかりでなく、当時のソ連邦の銀行制度、商業体系などのもとでは、企業にとって“完全”経済制、

資金自己調達制の実現はほとんど不可能に近いほどその機能は制限されていたこともここで指摘しておく必要があろう。

第3条 集団の経済計算制の所得、その分配および利用

その第1項には、利潤から、国家予算、国家の上級機関との決済および信用に対する利子を支払った後の残留利潤は、「労働集団の処分にゆだねられる」と規程されている。しかしその後の企業内部での諸ファンドの形成には前述した“国家のノルマチーム”にしたがってという限定がついており、このあたりは以前の「企業規程」と内容上のさほどの変化は認められないように思われる。

第4条 企業の物質的=技術的基盤と資産

第1項は「企業はこれらの財産(固定ファンド、流動資産その他-著者)の占有、使用、“処分”の権限を有する」と言明しているが、国家的所有の資産、財産の処分権を有するということは何を意味するのか。とくに筆者がここで何故そのことを問題にするのかは、後述するように市場経済化の民営化過程でこの曖昧さが国家的所有物の処分=乗っ取り(その企業の企業長、労働集団による)を可能にしたとも考えられるからである。

第6条 企業の管理

言うまでもなく企業の管理は、前文で規程されたように「国家管理と企業集団の自主管理」の最適な結合“によって行われる。この表現が持つ問題点はすでに指摘したのでここでは繰り返さない。

ここまで筆者は「国営企業法」がもつ否定的側面のみを強調してきたが、この第6条は極めて“斬新的”な諸規程を含んでいることに注意を払いたい。

第2項は「企業において、指導的幹部の質的構成の改善と活動結果に対する責任の強化を保証する」として、今までのような“無責任体制”を克服しようとする意図がうかがわれる。同時にそのための「指導者の選出制〔原則として公募にもとづく〕」をはじめ打ち出したことは極めて画期的なことといえるのである。何故ならこれまで企業の最高責任者=企業長は国家の任命であり、しかもとりわけ重要な企業の長は共産党の幹部がつくことが暗黙の理解であったからである。しかしこのような“原則的に公募による選出”が“民主的”に行われるにはそれなりの体制が整備されている必要がある。選挙母体は「労働集団の総会〔代議員会議〕」であるが、企業構成員の労働者たちは突然の権利付与に戸惑い権利行使を躊躇するであろうし、何よりも複数の人材(‘選挙には不可欠’)が突然登場しうるかどうかは極めて疑問であろう。さらにこれまでの企業内の人間関係のしがらみを考えればこのような“斬新的”な規程も結局“絵に描いた餅”にならざるを得なかったと言えよう。事実この「国営企業法」が施行されてすでに一年半も経過していた1989年に、筆者自身が企業調査を行った際にも、“企業長の公募による選出〔複数候補による〕”はほとんど行われていなかったといっ

ても過言ではなかったのである。

しかしともあれ今まで一方的に上 = 国家の方しか向いていなかった企業の長が少なくとも企業の内部で選出され、下 = 企業と企業集団の方に向き責任をもつようになったことは極めて重要な変化であるといえよう。

以上、紙幅の都合上触れなかつた部分も含めて、限定的、制限つきとはいえこの「国営企業法」には、随所に今まで皆無に近かった民主的条項が含まれていることは明らかである。その限りで「国営企業法」は先の「個人労働法」とともに「改善」でない

「改革」の第1歩であることは言うまでもない。しかしこれらの民主的、かつ斬新的条項がこの時期の全般的な政治的、社会経済的諸条件のもとで実現可能であったかどうかは別問題であり、次にそれが問われる必要がある。

(ここで扱った「国営企業法」のないように関しては、「国有企業(合同)に関するソ連邦の法律の全訳」岡田進訳、「日ソ経済調査資料」664号、1987年9月号を利用した)

(経営政策学部教授)